

令和4年 第14回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和4年8月18日（木）
午後1時30分
場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第13回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて
(2) 川口市学校運営協議会委員の委嘱・任命を解いたことについて

— 1
— 2

5 協議事項

6 議 事

議案第96号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて
議案第97号 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて
議案第98号 令和5年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について

— 3
— 4
— 当日 1

7 そ の 他

8 閉 会

教育長報告（1）

川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて

1 委嘱を解いた者

地区名	氏 名	委嘱年月日	解嘱年月日
並木公民館地区	成田 英世	平成26年6月1日	令和4年5月31日

教育長報告（2）

川口市学校運営協議会委員の委嘱・任命を解いたことについて

（1）川口市立東本郷小学校

氏名	委嘱・任命年月日	規則第6条関係	解職年月日
金澤 葉子	令和3年4月1日	PTA会長	令和4年8月15日

（2）川口市立戸塚南小学校

氏名	委嘱・任命年月日	規則第6条関係	解職年月日
吉田 博光	令和3年6月17日	PTA会長	令和4年8月15日

（3）川口市立戸塚西中学校

氏名	委嘱・任命年月日	規則第6条関係	解職年月日
野口 貴生	令和4年4月1日	戸塚スポーツセンター所長	令和4年8月15日

議案第96号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

川口市スポーツ推進委員に次の者を委嘱するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項及び川口市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第3条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

地区名	氏 名	備考
並木公民館地区	永瀬 正弘	特技 ボウリング

2 任期

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

令和4年8月18日提出

川口市教育委員会教育長 茂呂修平

議案第97号

川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱・任命するため、川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）第6条の規定により議決を求める。

令和4年8月18日提出

川口市教育委員会教育長 茂呂修平

1 委嘱・任命をする者

※任期の開始は令和4年8月18日から

(1) 川口市立戸塚南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	穴見 誠一	PTA会長	令和5年3月31日

(2) 川口市立在家中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小林 稔	前PTA会長	令和6年3月31日

(3) 川口市立戸塚西中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	野条 陽一	戸塚スポーツセンター所長	令和6年3月31日

議案第98号

令和5年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について
のことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和4年8月18日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

令和5年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和5年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定めたので、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和4年8月18日

川 口 市 教 育 委 員 会

令和5年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針

1 基本方針

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、本市の実情に基づき、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に、埼玉県教育委員会と連携し異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 川口市立高等学校（以下「高等学校」）、川口市立幼稚園（以下「幼稚園」）の教職員組織の充実に努める。特に、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 川口市立高等学校における新採用教員については、埼玉県教育委員会と連携し、配置する。
- (6) 再任用教職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに高等学校・幼稚園の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、高等学校及び幼稚園の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、高等学校及び幼稚園の活動を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 高等学校及び幼稚園の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (6) 校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭については、高等学校及び幼稚園の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、異動を行う。

3 登用

校長、園長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流等

川口市立中学校ならびにさいたま市立高等学校、川越市立高等学校との期限を定めた人事交流を積極的に進める。人事交流については、埼玉県教育委員会及び関係市教育委員会と協議の上行う。

5 その他

高等学校教職員の異動に関しては、原則として令和5年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱及び同取扱要領の該当事項を準用する。

令和5年度当初川口市立高等学校教職員人事異動実施要綱

令和5年度当初の川口市立高等学校教職員の人事異動は、「令和5年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 転任関係

(1) 共通事項

ア 健康状況、メンタルヘルスなど、教職員の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

イ 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(2) 教員等（実習助手、実習教諭を含み、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）

教員等の経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るとともに、川口市立高等学校の気風を刷新して、教育効果を高めるため、各教職員等の能力や適性を考慮して、人事異動を次のとおり推進する。

なお、採用以来の勤務校数は、これまで勤務した県立高等学校、県立特別支援学校、埼玉県内の市立高等学校の合計とする。ただし、平成30年度当初、川口市立旧3校から川口市立高等学校へ異動した者については、勤務校数は両校合わせて1校とし、在職年数は通算するものとする。

また、「採用」とは、県立、市立を問わず、1校目に着任した学校のことを指す。

ア 経験人事

多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は、同校在職5年以内に、採用後2校目の学校に勤務する者は、同校在職7年以内に、それぞれ異動を行う。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

イ 計画人事

学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、教育水準の向上を図るため、採用後3校目以降の学校に勤務する者は、その能力・適正を考慮し、原則として、同校在職10年以内に異動を行う。学校の特色に応じた人材については、その異動に配慮する。

なお、上記在職年数を超える教員等については、できるだけ早期の異動実現に努める。

ウ 過員解消人事

配当定員又は教科別担当者数に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

エ その他

同一校在職3年未満の者は、異動の対象としない。ただし、過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

令和5年度当初川口市立高等学校教職員人事異動取扱要領

「令和5年度当初教職員人事異動方針」及び「令和5年度当初川口市立高等学校人事異動要綱」に定めるものの他、人事異動の具体的な取扱いは、この要領の定めるところによる。

第1 採用について

教職員の採用に当たっては、次のとおり行うものとし、優れた資質を有する人材の確保に努める。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿登載者の中から、埼玉県教育委員会と連携し、採用する。

第2 転任について（教員）

- (1) 経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るため、経験人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させ、参考とする。
- (2) 学校の教員組織を充実させ、教育水準の向上を図るため、計画人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させ、参考とする。
- (3) (2) 及び (3) の規定は、実習助手、実習教諭に、これを準用する。

なお、採用以来同一校に6年以上在職する者、採用後2校目の学校に8年以上在職する者、採用後3校目以降の学校に11年以上在職する者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

- (4) 幼・小・中・高の一貫した教育ならびに、高等学校教育の一層の充実を図るために、市立中学校ならびに他市立高等学校との人事交流に努める。
- (5) さいたま市立高等学校ならびに川越市立高等学校への人事交流は、原則4年間を期限とし、交流期間中は、川口市立高等学校の在籍とする。

第3 退職について

- (1) 定年による退職については、川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年川口市条例第7号）の定めるところによる。ただし、定時制の課程の県費負担教職員の退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。

(2) 令和5年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勧奨条項を適用する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和4年12月8日とする。

第4 希望降任について（主幹教諭含む）

希望による降任については、「校長、副校长及び教頭の希望による降任制度実施要綱」及び「希望降任制度実施要綱」に基づいて行う。